



2024年4月15日

各 位

会 社 名 J. フロント リテイリング株式会社  
代 表 者 名 代表執行役社長 小 野 圭 一  
(コード 3086 東証プライム市場、名証プレミアム市場)  
問合せ先責任者 コーポレートコミュニケーション室  
室 長 稲 上 創  
(TEL 03 - 6865 - 7621 )

役員向け株式報酬制度の継続に伴う

株式交付信託の追加拠出及び株式取得に関するお知らせ

当社は、報酬委員会において、当社及び当社グループの主要子会社の役員を対象とした株式交付信託を活用する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の継続を決議し、取締役会において株式交付信託の追加拠出及び株式取得を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします（本日、当該追加拠出により信託において当社株式の市場取得が行われることとなりますが、本日開示しました「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」とは、別に買付けが行われるものとなります。）。

なお、本制度を含めた役員報酬制度の詳細については本日付「役員報酬ポリシーの改定に関するお知らせ」を、株式交付信託の仕組みにかかる詳細については2021年6月29日「新たな役員向け株式対価報酬制度の導入に関するお知らせ」をそれぞれご参照ください。

「役員報酬ポリシーの改定に関するお知らせ」

[https://www.j-front-retailing.com/\\_data/news/240415\\_remenurationpolicy\\_J.pdf](https://www.j-front-retailing.com/_data/news/240415_remenurationpolicy_J.pdf)

「新たな役員向け株式対価報酬制度の導入に関するお知らせ」

[https://www.j-front-retailing.com/\\_data/news/210629\\_RemunerationSystem\\_J.pdf](https://www.j-front-retailing.com/_data/news/210629_RemunerationSystem_J.pdf)

記

## 1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、2024年度からスタートする中期経営計画に応じて、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を一層高め、かつ株主との利益共有を図るという観点から「役員報酬

ポリシー」を改定し、当該ポリシーに従い、本制度を継続いたします。

(2) 本制度は、株式交付信託の仕組みを採用します。株式交付信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と同様に、ジョブサイズや中期経営計画等の目標達成度等に応じて、当社株式を役員に交付 (一定の場合には、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付) する制度です。

(3) 本制度の継続においては、設定済みの次の 2 つの株式交付信託について、信託期間を 3 年間延長し金銭の追加拠出を行うことにより、本制度の株式交付信託として継続利用することといたします。

① 当社の執行役、並びに株式会社大丸松坂屋百貨店、株式会社パルコの取締役及び執行役員、並びに J. フロント都市開発株式会社、JFR カード株式会社、株式会社 J. フロント建装の代表取締役を対象者とし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、パフォーマンス・シェア (業績連動型株式報酬) として、当社株式を交付するもの (以下「信託 I」といいます。)

② 当社の非執行の取締役 (独立社外取締役及び非執行の社内取締役) を対象者とし、当社の攻め・守りのガバナンス強化のため、ステークホルダー代表として執行とは異なる立場で中長期目線の経営に携わることを目的に、リストラクテッド・ストック (業績非連動型株式報酬) として、業績には連動しない方法で当社株式を交付するもの (以下「信託 II」といいます。)

(4) 本制度の継続については、独立社外取締役と業務を執行しない社内取締役で構成し、かつ、委員長を独立社外取締役とする報酬委員会において決議しております。

## 2. 信託 I 及び信託 II の株式取得等の内容

### (1) 報酬の上限等

当社は、3 年間の信託期間を対象として、信託 I 及び信託 II に拠出する信託金の上限並びに信託 I 及び信託 II から対象者へ交付される当社株式 (その換価処分金相当額の金銭の給付が行われる当社株式を含みます。) の上限を以下の通り定めております。なお、信託金には信託報酬等の費用を含むものとし、信託期間を延長する前の信託財産内に残存する未使用の当社株式及び金銭があるときは、当該財産を含めた合計にかかる上限の範囲内といたします。

#### ① 信託 I

【当社】

拠出する信託金の上限金額：15.0 億円

対象者に交付される当社株式の上限：142 万株

【子会社合計】

拠出する信託金の上限金額：24.9 億円

対象者に交付される当社株式の上限：327 万株

② 信託Ⅱ

【当社】

拠出する信託金の上限金額：2.4 億円

対象者に交付される当社株式の上限：19 万株

(2) 追加信託金及び株式取得の内容

当社は、(1) の上限の範囲内で、以下の通り追加信託金の拠出及び信託による株式の取得を実施いたします。

① 信託Ⅰ

追加信託金の額：990,155,000 円

株式取得の総額：1,313,145,000 円

株式取得の時期：2024 年 4 月 19 日～2024 年 4 月 30 日

株式取得の方法：株式市場から取得

② 信託Ⅱ

追加信託金の額：134,904,000 円

株式取得の総額：135,628,000 円

株式取得の時期：2024 年 4 月 19 日～2024 年 4 月 30 日

株式取得の方法：株式市場から取得

(参考・信託契約の内容)

	「信託Ⅰ」	「信託Ⅱ」
1 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
2 信託の目的	業務執行役員に対するインセンティブの付与	非執行取締役がステークホルダー代表として執行とは異なる立場で中長期目線の経営に携わるため
3 委託者	当社	
4 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	

5 受益者	業務執行役員のうち受益者要件を充足する者	非執行取締役のうち受益者要件を充足する者
6 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
7 信託契約日	2017年7月14日（2024年4月18日付で変更予定）	
8 信託の期間	2017年7月14日～2024年8月末（2024年4月18日付の信託契約の変更により、2027年8月末日まで延長予定）	
9 議決権行使	行使しない	
10 取得株式の種類	当社普通株式	
11 追加信託金	990,155,000 円	134,904,000 円
12 追加取得株式の総額	1,313,145,000 円	135,628,000 円
13 株式の取得時期	2024年4月19日～2024年4月30日	
14 株式の取得方法	株式市場から取得	

※なお、2018年から株式会社パルコの取締役及び執行役員を対象としていた信託Ⅲは、今後の同社の対象者を信託Ⅰ内で管理することから、終了する予定です。